段五一九の乙、五二〇の乙、綾部市睦寄町迫谷一、二（次の図に示す部分に限る。）、二の乙、三から六まで（次の図に示す部分に限る。）、六の乙、七、七の一、七の二、高槻町北山一四、一四の乙、一五から一八まで、一八の乙、一九から二三まで、二三の乙、二三の丙、二四、二五、二五の丁、谷口二〇の一、小畑町金谷三の一三、三の一五、三の一六、四、四の一から四の一三まで、鷹栖町奥ノ谷一〇、一一の一、一一の二、一一の五、一二、一三の二から一三の九まで、一四、一五の一から一五の三まで、一六の一、一六の二、一七の一から一七の五まで、一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字安田奥一一七の二一・一一七の三三・三六二・三六三・小字京路一〇三から一〇五まで・一〇七・一一二・一一三・一一四の一・一一四の二・小字三ツ石一の五・一の六・五〇二の二・五〇三の一・小字条ケ谷四九二の一・四九二の三・小字河原三四六の二・三四六の四（以上二十筆について次の図に示す部分に限る。）、小字屋敷廻り五一六、小字家ノ段五一九の乙、五二〇の乙、迫谷一・三・七の一・北山一四の乙・二〇・二三の乙・二五・二五の丁・金谷四の二・四の三・四の七・四の八（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）、奥ノ谷一〇、一一の一、一一の二、一七の三（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百九十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　茨城県常陸太田市和田町字間丁九八一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百九十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字栃原字栃原沢四七二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百九十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字頃藤字北浦六三九六、字横道六四〇一から六四〇三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百九十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字久野瀬字梶ノ沢二五、二九七、二九八、三〇〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千九百九十九号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　茨城県久慈郡大子町大字袋田字前山一三九から一四二まで、字大北向一八六、一八八の一、一八八の二、一九〇の一、一九〇の三、一九一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を茨城県庁及び大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年十一月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町田立二〇九六の二一、二〇九六の四一、二〇九七の三七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

田立二〇九六の二一・二〇九六の四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）